

保育料等について

◆保育料の決定<0から2歳児のみ>

- ・保育料は、別表2の「令和5年度 斑鳩町保育料のイメージ」の予定です。
- ・保育料は、児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額により算定します。
(同居の祖父母等が家計の主宰者である場合は、同居の祖父母等の市町村民税所得割額も合計します。)
- ・町民税の申告がない方は、最高階層の保育料になる場合がありますのでご注意ください。
- ・保育料は、入所決定後に通知します。
- ・保育料は、月額です。日割り計算は行いませんので、月に1日でも在籍していればその月分の保育料をお支払いいただきます。
- ・保育料の納入は、口座振替(自動振込)となります。
- ・事情により登所(登園)しない場合でも、在籍していれば納入義務が生じます。
- ・延長保育を受ける場合には、通常の保育料のほかに延長保育料を負担していただきます。
(町立保育所⇒1か月単位で口座振替、町立以外の施設⇒直接施設に納入)
- ・保育料の納入がない場合は、児童手当からの徴収や差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

【年度切替の時期】

保育料は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市町村民税所得割課税額により算定します。これに伴い、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和4年度市町村民税所得割額 (納税通知は、令和4年6月)	令和5年度市町村民税所得割額 (納税通知は、令和5年6月)

【保育料(給食費含む)の納付】

保育施設・事業所の種別	納付先	振替日
町立保育所・民間保育園	斑鳩町	毎月8日 (※1・※2)
町外公立保育所	所在市町村	施設により異なります
上記以外の保育施設・事業所 認定こども園・小規模保育事業所等	保育施設・事業所	

※1 4月分の保育料は4月末の金融機関営業日が振替日となります。

※2 引き落とし日が金融機関の休日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

【給食費】

保育所では、給食を提供します。

3歳以上児は、給食費が徴収されます。

(斑鳩町立保育所は、副食費3,600円 + 主食費900円 計4,500円 / 月)

※斑鳩町立保育所以外を利用される場合は施設に問い合わせください。

※副食費については免除される場合があります。(年収360万円未満相当の世帯の全ての児童及び
全所得階層の就学前児童第3子以降が対象)

3歳未満児は、給食費の徴収はありません。

令和5年度 斑鳩町保育料のイメージ

斑鳩町では、保育料の軽減に努めています

斑鳩町では、令和2年4月から、保育料を従来よりもさらに5%軽減しています。

(国基準より15%軽減⇒20%軽減)

さらに、多子世帯の負担軽減を図るため、同時在園等の3歳未満児について、保育料を国基準の2分の1から、町単独事業で4分の1に軽減しています。

斑鳩町保育所保育料徴収金額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		町の徴収金額(月額：円)				
階層区分	定義	保育標準時間認定		保育短時間認定		
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2	第1階層及び第3～8階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3	第1～2階層を除き、当該年度	48,600円未満	15,600	0	15,400	
第4	1 2	(4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税の所得割課税額が	48,600円以上 72,800円未満	19,800	0	19,600
		72,800円以上 97,000円未満	24,000	0	23,700	
第5	1 2	次の区分に該当する世帯	97,000円以上 133,000円未満	29,800	0	29,400
		133,000円以上 169,000円未満	35,600	0	35,100	
第6	1 2	169,000円以上 235,000円未満	42,200	0	41,600	
		235,000円以上 301,000円未満	48,800	0	48,100	
第7		301,000円以上 397,000円未満	64,000	0	63,000	
第8		397,000円以上	73,200	0	71,100	

備 考

- この表の第3階層から第8階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、住宅借入金等特別税額控除の規定は適用しません。
- この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施が行われた年度の初日の前日(3月31日現在)において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中にかぎり3歳未満児とみなします。また3歳以上児についても同様とします。

3 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、児童の属する世帯が市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯（児童の属する世帯が第5項に掲げる世帯（以下「要保護者等世帯」という。）を除く。）の徴収金の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める徴収金の額の半額とし、3人目以降は無料とします。

4 第3階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とします。

区分	第1欄	第2欄
A	ア 上記4に掲げる施設を利用している小学校就学前子ども（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち年長のもの1人とする。）	徴収金額表に定める額
B	イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前子ども（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）で3歳未満児	徴収金額表×0.25 (※)
C	ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の小学校就学前子ども	0円

(注) 100円未満の端数は切り捨てる。(※) 平成27年度の保育料からの適用です。

5 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯が次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金の額とする。ただし、当該世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合にあっては、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は無料とする。

① 「ひとり親世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

② 「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

階層区分	徴収金額（月額：円）	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
	3歳未満児の場合	3歳未満児の場合
第3階層	7,200	7,200
第4階層1	7,200	7,200
第4階層2のうち（市町村民税所得割課税額が77,100円以下）	7,200	7,200



聖徳太子 1400年御遠忌
宣伝隊長
「うまやどさん」